

新潟県バスケットボールリーグに関する運営規定（内規）

【目的について】

本大会は、県内のバスケットボールの普及と技術向上を目的として新潟県社会人バスケットボール連盟が主催し、リーグ運営委員会が主管し運営する

【加盟について】

1. （一財）新潟県バスケットボール協会登録チームである（新潟県社会人バスケットボール連盟に登録） 未登録チームの本リーグのみの加盟は認めない
2. 選手の登録期間は1年間とし、年度途中における移籍は原則として認めない
但し、年度途中における追加登録は認める

【競技について】

1. （公財）日本バスケットボール協会『バスケットボール競技規則』により行う
2. リーグ戦のスケジュール（日程・会場・対戦チームの編成は、主催者理事会で協議して決定する。
3. 試合は基本的に2試合/チーム・日とする
4. リーグ戦を申込みをして、試合日程の決定後のキャンセルは受け付けない事とする
5. 試合の棄権については、基本は認めない
6. どうしても都合がつかず棄権する時はなるべく早めにリーグ運営委員会担当者に連絡する
7. 棄権した時も、TOと帯同審判は割り当て通りに行う（どうしても無理な時は運営委員会担当者に連絡して対応してもらう）

【審判について】

1. 審判割当は新潟県社会人バスケットボール連盟審判委員会で調整・連絡をする
2. 審判は新潟県社会人バスケットボール連盟審判委員会手配の審判員と帯同審判で行う
3. 必ず各チーム帯同審判員1名を準備する事（所定の服装、ワッペンを付け審判をする事）
4. 第一試合の帯同審判は30分前には本部にて受付を済ませること
5. 帯同審判は割り当て通りに行う（どうしても都合のつかない際は運営委員会担当者に連絡し対応を依頼する）

【テーブルオフィシャルについて】

1. 割当表に順じて各チーム責任を持って行うこと
2. TOにあたっている人は、必ず該当試合の20分前には会場入り、10分前には着席をしている事

3. 第一試合の TO は 30 分前には本部にて受付を済ませること
4. TO は割り当て通りに行く（どうしても都合のつかない際は運営委員会担当者に連絡し対応を依頼する）

【リーグ運営委員会について】

1. このリーグはスムーズな運営を行う為にリーグ運営委員会を設ける
2. リーグ運営委員会は全参加チームより 1 名の委員を選出してもらい構成する
3. リーグ運営委員は自チームの試合がある日は担当者として大会運営を行う（都合の悪い時は代理をたてる）
4. リーグ運営委員は急な棄権があった時は、帯同審判・TO の手当をする事
5. リーグ運営委員会はキャンセルになった試合についての対応を協議する

【体育館使用について】

1. 各体育館の注意事項を必ず守って使用する・・・添付資料参照

【準備・後片付けについて】

1. 準備は午前 8：00 よりリーグ運営委員会から指名された 4 チームで会場設営を行う
2. 後片付けは最後の試合の TO に入っている 4 チームで行う
3. 決められた時間内には体育館を出る（厳守）

【罰則について】

1. 加盟に関する違反が生じた場合
2. 連絡なしに TO・審判を実施しなかった場合
3. 連絡なしに棄権した場合
4. 割り当てられているチームが当番、準備、後片付けを行わなかった場合
5. その他、上記を含め運営に支障をきたす問題が生じた場合は理事会で別途協議する

【会計について】

1. 参加費は男子チーム 30,000 円、女子チーム 20,000 円とする。（参加費は試合数に応じて変更する場合がある。）
2. 参加費は体育館の使用料、運営費、審判費、事務連絡費（謝礼を含む）等にあてるものとする

【その他】

1. この他、この取り決めの記載にないことが発生した場合、大会運営者及び参加チームは誠意をもって対応を協議すること

附則

この内規は2019年6月8日より施工する